

教安第1034号
令和2年12月24日

各県立学校長様

教育振興部学校安全保健課長

高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について（通知）

このたび、いすみ市内の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザの「疑似患者」が発生いたしました。千葉県においては、現在「高病原性鳥インフルエンザ対策本部」を設置し、殺処分等の対応を行っているところです。

鳥インフルエンザへの対策等については、既に数次の通知（最近では令和2年11月6日付け教安第859号）においてお願いしていますが、各学校におかれては、放課後及び休日等の児童生徒等の野外などにおける諸活動を含め、下記の点について、適切に対応するようお願いいたします。

なお、現在冬季休業中のため、周知の方法については、メールやホームページを活用する等、各学校において工夫した対応をお願いいたします。

記

1. 手洗い、うがいの励行

児童生徒等に対し、手洗い、うがいなど一般的な感染予防対策を徹底させること。

2. 児童生徒や教職員に対する野鳥への対応等の周知徹底等

環境省作成の「野鳥との接し方」（別紙）を参考にし、

- (1) 死んだ野鳥などを発見した場合には、触らないこと。同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、速やかに所在市町村か管轄の家畜衛生保健所に連絡するとともに下記担当宛て連絡すること。
- (2) 野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合や野鳥などの排泄物等に触れた場合には、手をきちんと洗い、うがいをすること。
- (3) 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえたりしようとしないこと。
- (4) 鳥や動物を飼育している場合については、それらが野鳥と接触しないようにすること。

このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿

の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネットに破れがないか点検したりするなどの適切な措置を講じること。また、周囲に穀類等のエサや生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔を保つこと。なお、万が一これらの対応等を行っていない場合については、速やかに対応すること。

3. 正しい知識の普及

鳥インフルエンザは、鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染することはなく、また、鳥インフルエンザは、人に感染する可能性はきわめて低いものである、根拠のない噂などに惑わされることなく、正確な情報に基づいて冷静に対応すること。

(参 考) 管轄の家畜保健衛生所

名 前	管 轄	電話番号
中央家畜保健衛生所	(千葉・東葛飾)	0 4 3 - 2 5 0 - 4 1 4 1
東部家畜保健衛生所	(海匝・山武・長生)	0 4 7 5 - 5 2 - 4 1 0 1
南部家畜保健衛生所	(安房・夷隅・君津)	0 4 - 7 0 9 2 - 2 3 0 4
北部家畜保健衛生所	(印旛・香取)	0 4 7 8 - 5 4 - 1 2 9 1

担当

教育振興部学校安全保健課 保健班 井上

TEL : 043-223-4092 FAX : 043-225-8419

E-mail : kyhoken@mz.pref.chiba.lg.jp

教安第1034号
令和2年12月24日

各県立教育機関の長 様

教育振興部学校安全保健課長

高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について（通知）

このたび、いすみ市内の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザの「疑似患者」が発生いたしました。千葉県においては、現在「高病原性鳥インフルエンザ対策本部」を設置し、殺処分等の対応を行っているところです。

つきましては、貴施設における鳥インフルエンザへの対策等について、下記の点に留意の上、対応していただきますようお願いいたします。

記

1. 手洗い、うがいの励行

来館者等に対し、手洗い、うがいなど一般的な感染予防対策を促すこと。

2. 来館者等に対する野鳥への対応等の周知徹底等

環境省作成の「野鳥との接し方」（別紙）を参考にし、

(1) 死んだ野鳥などを発見した場合には、触らないこと。同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、速やかに所在市町村か管轄の家畜衛生保健所に連絡するとともに下記担当宛て連絡すること。

(2) 野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合や野鳥などの排泄物等に触れた場合には、手をきちんと洗い、うがいをすること。

(3) 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえたりしようとしないこと。

3. 正しい知識の普及

鳥インフルエンザは、鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染することはなく、また、鳥インフルエンザは、人に感染する可能性はきわめて低いものであり、根拠のない噂などに惑わされることなく、正確な情報に基づいて冷静に対応すること。

(参 考) 管轄の家畜保健衛生所

名 前	管 轄	電話番号
中央家畜保健衛生所	(千葉・東葛飾)	0 4 3 - 2 5 0 - 4 1 4 1
東部家畜保健衛生所	(海匝・山武・長生)	0 4 7 5 - 5 2 - 4 1 0 1
南部家畜保健衛生所	(安房・夷隅・君津)	0 4 - 7 0 9 2 - 2 3 0 4
北部家畜保健衛生所	(印旛・香取)	0 4 7 8 - 5 4 - 1 2 9 1

担当

教育振興部学校安全保健課 保健班 井上

TEL : 043-223-4092 FAX : 043-225-8419

E-mail : kyhoken@mz.pref.chiba.lg.jp

教安第1034号
令和2年12月24日

各市町村教育委員会学校保健主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部学校安全保健課長
(公印省略)

高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について (通知)

このたび、いすみ市内の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザの「疑似患者」が発生いたしました。千葉県においては、現在「高病原性鳥インフルエンザ対策本部」を設置し、殺処分等の対応を行っているところです。

鳥インフルエンザへの対策等については、既に数次の通知（最近では令和2年11月6日付け教安第859号）においてお願いしていますが、貴管下各学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校）及び教育関係施設（公民館、青少年教育施設、図書館等）における放課後及び休日等の児童生徒等の野外などにおける諸活動を含め、下記の点について、適切に対応していただきますよう御指導方よろしくお願いいたします。

記

1. 手洗い、うがいの励行

児童生徒等に対し、手洗い、うがいなど一般的な感染予防対策を徹底させること。

2. 児童生徒や教職員に対する野鳥への対応等の周知徹底等

環境省作成の「野鳥との接し方」（別紙）を参考にし、

- (1) 死んだ野鳥などを発見した場合には、触らないこと。同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、速やかに所在市町村か管轄の家畜衛生保健所に連絡するとともに下記担当宛て連絡すること。
- (2) 野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合や野鳥などの排泄物等に触れた場合には、手をきちんと洗い、うがいをすること。
- (3) 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえたりしようとしないこと。
- (4) 鳥や動物を飼育している場合については、それらが野鳥と接触しないようにすること。

このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネットに破れがないか点検したりするなどの適切な措置を講じること。また、周囲に穀類等のエサや生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔を保つこと。なお、万が一これらの対応等を行っていない場合については、速やかに対応すること。

3. 正しい知識の普及

鳥インフルエンザは、鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染することではなく、また、鳥インフルエンザは、人に感染する可能性はきわめて低いものであり、根拠のない噂などに惑わされることなく、正確な情報に基づいて冷静に対応すること。

4. その他

教育関係の施設のみならず、児童・生徒達が出入りする可能性のあるその他の施設においても同様な注意を払う必要があると考えられるため、1～3の内容を関係部局・課宛て連絡願いたい。

(参 考) 管轄の家畜保健衛生所

名 前	管 轄	電話番号
中央家畜保健衛生所	(千葉・東葛飾)	0 4 3 - 2 5 0 - 4 1 4 1
東部家畜保健衛生所	(海匝・山武・長生)	0 4 7 5 - 5 2 - 4 1 0 1
南部家畜保健衛生所	(安房・夷隅・君津)	0 4 - 7 0 9 2 - 2 3 0 4
北部家畜保健衛生所	(印旛・香取)	0 4 7 8 - 5 4 - 1 2 9 1

担当

教育振興部学校安全保健課 保健班 井上

TEL : 043-223-4092 FAX : 043-225-8419

E-mail : kyhoken@mz.pref.chiba.lg.jp

教安第1034号
令和2年12月24日

庁内の各課長 様

教育振興部学校安全保健課長

高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について（通知）

このことについて、別添写しのとおり、下記宛て通知したので、お知らせします。

また、必要に応じて、関係団体等に対し、高病原性鳥インフルエンザへの対策等について周知願います。

記

各県立学校長
各県立教育機関の長
各市町村教育委員会学校保健主管課長
各教育事務所長

担当 教育振興部学校安全保健課 保健班 井上 TEL : 043-223-4092 FAX : 043-225-8419 E-mail : kyhoken@mz.pref.chiba.lg.jp
--

教安第1034号
令和2年12月24日

各教育事務所長 様

教育振興部学校安全保健課長

高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について（通知）

このことについて、別添写しのとおり各市町村教育委員会学校保健主管課長宛て通知したので、御承知願います。

担当

教育振興部学校安全保健課 保健班 井上

TEL : 043-223-4092 FAX : 043-225-8419

E-mail : kyhoken@mz.pref.chiba.lg.jp

野鳥との接し方について

- 死亡した野鳥など野生動物は、素手で触らないでください。また、同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていたただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています
正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします